

特定非営利活動法人AKTO定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AKTOという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県狭山市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、「子どもが子どものうちに亡くなつてほしくない」「支援の網にかからぬ子どもを無くしたい」そのような想いのもと、経済、価値観、文化や国の違いなど生まれた環境を問わず、全ての子どもが子どもらしく健全に育つよう、その成長機会が奪われない環境を創出し、地域全体で関心を持ち助け合える社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 居場所事業
- ② 講習会・イベント開催事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもつて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に眞に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
- (3) その他の会員 理事会で別途定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたとき

は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受けれる者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 会費の額
- (8) 解散した場合の残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正

会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営

- (6) 資産の管理の方法
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、原則、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（Web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理及び区分)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	小島瑛介
副代表理事	遠藤克行
理事	小林拓人
理事	朝長里美
理事	尾形美保
理事	前島未来
監事	熊田昌代

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年4月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|------------|-----|------------|
| (1) 正会員 | 年会費 | 5, 000円 |
| (2) 賛助会員 | 年会費 | 1口 3, 000円 |
| (3) その他の会員 | 年会費 | 0円 |

- 7 本法人の設立により、任意団体AKTOの事業及び会員は、この法人が継承する。

役員名簿

特定非営利活動法人AKTO

役名	フリ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	コジマエイスケ 小島瑛介		無
理事	エンドウカツユキ 遠藤克行		無
理事	コバヤシタクト 小林拓人		無
理事	トモナガサトミ 朝長里美		無
理事	オガタミホ 尾形美保		無
理事	マエジマミク 前島未来		無
監事	クマダマサヨ 熊田昌代		無

設立趣旨書

1 趣 旨

現在、いじめや不登校、虐待、自殺など、子どもを取り巻く様々な問題が解決に至ることなく継続して存在し続けています。子どもの問題に対しては国をはじめ様々な支援強化の動きがあり、社会全体で問題意識が高まっています。それにも関わらず、若者の自殺者数や虐待報告件数、不登校者数などの推移からも各種の問題は改善していないことが分かり、むしろ一部は悪化傾向にすらみられます。

現在、様々な問題や理由から、家庭や学校、またはどこにも居場所がないと感じている子どもたちが多くいます。このような状況下にいる子どもの多くは様々な場面で孤独感を感じており、また問題を抱えていても相談できる相手の存在が少ないとから、困難な状況を自分ではどうすることも出来ずに苦しみ追い詰められてしまいます。

以上のことから、子どもの居場所を増やしていくことが子どもの問題解決の一助を担うと考えられ、迅速に行われるべきであると私たちは強く感じています。

私たちは、「子どもが子どものうちに亡くなってしまいたくない」「支援の網にかからない子どもを無くしたい」のような想いのもと、家庭でも学校でもない、安心して過ごせる第三の居場所を迅速に拡充することによって、子どもの抱える孤独感を解消するとともに、子どもの問題にいち早く気づいて対応し、健全に成長ができる環境で暮らしていく地域社会の実現を目的として、特定非営利活動法人 AKTO を設立することといたしました。

前身の任意団体 AKTO では、子どもの視野を広げ、子どもの生きづらさの解消を目的に、イベント等の企画・開催をしていました。しかし、イベントに興味を持った人に参加してもらう受け身的な活動だけでなく、より直接的に問題の発見や対処をするための積極的な活動も必要不可欠な要素であり、それを実現するための手段を模索してきました。

子どもによって居心地のいい居場所になりうる条件はそれぞれ異なるため、第三の居場所は多種多様で出来るだけ多く存在することが必須であると考えています。そのため、本事業を迅速かつ広範囲に拡げていく必要があること、また行政や各種関係機関、地域の人々などと連携をとりながら対処していく必要があるため、NPO 法人に転進することといたしました。

NPO 法人設立後は、子どもの居場所作りを進めると共に、より多くの子どもたちが健全に成長していくための一助となる事業を展開いたします。

2 申請に至るまでの経過

- 令和 3 年 10 月～ 有志によりオンライン異文化交流会等を不定期開催
- 令和 4 年 5 月 任意団体 AKTO を設立
- 令和 4 年 12 月 「みんなでおっきな絵を描こう」 イベント開催
- 令和 5 年 1 月～ 事業拡大のため NPO 法人化の勉強会を定期開催
- 令和 5 年 10 月 準備会（発起人会）を実施
- 令和 6 年 2 月 設立総会を開催し、審議の上 NPO 法人 AKTO の設立申請を決定

令和 6 年 4 月 3 日

特定非営利活動法人AKTO
設立代表者
氏名 小島 瑛介

2024年度 事業計画書

特定非営利活動法人AKTO

1 事業実施の方針

近年、子どもたちへの支援の1つとして子どもの居場所づくりが注目されており、様々な居場所が立ち上がってきている。しかし、どのような場を居場所と感じるかは子どもによって異なり、多種多様な居場所が必要である。また、居場所の数と困難を克服した経験の有無や自己肯定感との相関が報告されている。

そこで、全ての子どもを対象に、1次、2次的支援の観点、および「何もしなくてもいい」をコンセプトとした居場所づくりを実施する。立ち寄り所型居場所づくりでは、今年度は協力店舗での試験的な運営を行い、システムの構築を行っていく。イベント型居場所づくりでは、広く子どもたちに当居場所への関心を持ってもらうとともに、居場所のニーズを探り、今後の居場所づくりのノウハウを蓄積する場として活かしていく。また、地域の人たちにより子どもへの関心を持つもらうために、ボランティアスタッフの募集を目的とした講習会を実施する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～2025年4月30日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期	実施予定場所	従事者の予定期	受益対象者の範囲及び予定期	支出見込み額
		日時	人数	予定期	千円)	
居場所事業	立ち寄り所型居場所づくり	7月頃～	柏原地区	1名	主に市内の中高生	10名
	イベント型居場所づくり	毎月1回	柏原公民館	5名	主に市内の中高生	50名
講習会・イベント開催事業	ボランティア募集講習会	6月頃	柏原公民館	3名	市民	10名
						40

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人AKTO

1 事業実施の方針

前年度の実績をもとに、今年度も事業を継続的に展開し、地域に子どもの居場所を創出していく。立ち寄り所型居場所づくりでは、前年度の試験運用を発展させ、協力店舗を増やしていくと同時に、事業内容の見直し・改善を図っていく。また、イベント型居場所づくり事業およびボランティア募集講習会事業を引き続き実施し、子ども達に当居場所の周知を図るとともに、子どもへの支援に関心を寄せる人材の発掘を行っていく。

2 事業の実施に関する事項（2025年5月1日～2026年4月30日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	支出見込み額(千円)
居場所事業	立ち寄り所型居場所づくり	毎日	狭山市内	1名	市内の中高生 30名	53
	イベント型居場所づくり	毎月1回	柏原公民館	5名	主に市内の中高生 50名	300
講習会・イベント開催事業	ボランティア募集講習会	6月頃	柏原公民館	3名	市民 10名	40

2024年度活動予算書
(成立の日から2025年4月30日まで)

特定非営利活動法人AKTO
(単位:円)

科 目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		55,000
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	400,000		400,000
経常収益計 (A)			455,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給料手当	0		
臨時雇賃金	100,000		
法定福利費	3,000		
人件費計	203,000		
(2) その他経費			
諸謝金	50,000		
印刷製本費	40,000		
消耗品費	80,000		
旅費交通費	0		
車両費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
減価償却費	0		
保険料	50,000		
その他経費計	220,000		
事業費 計			423,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		

水道光熱費	0	
地代家賃	0	
備品消耗品費	30,000	
その他経費計	30,000	
		30,000
管理費 計		30,000
		453,000
経常費用計 (B)		2,000
当期経常増減額 (A - B)		
		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
		0
経常外収益計 (C)		
		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
		0
経常外費用計 (D)		
		2,000
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)		0
② 設立時正味財産額		2,000
次期繰越正味財産額 (①+②)		

2025年度活動予算書
(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

特定非営利活動法人AKTO
(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1 受取会費	
正会員受取会費	55,000
賛助会員受取会費	0
2 受取寄附金	
受取寄附金	150,000
3 受取助成金等	
受取補助金	240,000
経常収益計 (A)	445,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	
役員報酬	100,000
給料手当	0
臨時雇賃金	100,000
法定福利費	3,000
人件費計	203,000
(2) その他経費	
諸謝金	50,000
印刷製本費	40,000
備品消耗品費	50,000
旅費交通費	0
車両費	0
水道光熱費	0
地代家賃	0
減価償却費	0
保険料	50,000
その他経費計	190,000
事業費 計	393,000
2 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	0
給料手当	0
人件費計	0
(2) その他経費	
会議費	0

旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
備品消耗品費	50,000		
その他経費計	50,000		
		50,000	
管理費 計			
			443,000
経常費用計 (B)			
当期経常増減額 (A - B)			2,000
III 経常外収益		0	
1 固定資産売却益			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用		0	
1 過年度損益修正損			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			2,000
② 前期繰越正味財産額			2,000
次期繰越正味財産額 (①+②)			4,000